

Eメール配信 (Mon 04/10/2021 09:51)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①” UPDATE ON LOCAL SITUATION AND CHANGES TO ALIGN

BORDER MEASURES WITH DOMESTIC PROTOCOLS” について 10 月 2 日、MOH は、国外からの渡航規制の更新等について発表しました。

<主なポイント>

国外からの渡航について

- ・ 新型コロナウイルス デルタ株の潜伏期間が短いことを受けて、海外からの渡航時の隔離期間を 14 日間から 10 日間に短縮する。
- ・ 10 月 6 日 23 時 59 分以降に到着する渡航者につき、出発地に依じた規制を更新する。(下記 Annex A 参照)

Annex A : <https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release-2-oct-2021---annex-a.pdf>

※日本はカテゴリ 2 に分類され、下記 4 点が課されます。

- ① Pre-Departure PCR Test within 48 hours
- ② On-Arrival PCR Test
- ③ 7-day Stay-Home Notice (SHN) at declared place of accommodation (if criteria fulfilled; if not, then at dedicated SHN facility)
- ④ Day 7 SHN exit Polymerase Chain Reaction (PCR) test

・ 入国者の出発地での滞在期間について、従来の 21 日に代わり、14 日間の履歴に基づいて判断することとする。

・ 11 月 1 日以降、全てのワークパスおよびスチューデントパス保有者 (※DP や IPA 保有者含む) に、シンガポール到着前にワクチン接種を受けることを義務付ける。(下記 Annex B 参照)

Annex B : <https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release-2-oct-2021---annex-b.pdf>

※入国時点で 18 歳未満の人には適用されませんが、12 歳以上 18 歳未満のワクチン未接種者は、入国後 2 か月以内にシンガポール国内でワクチン接種を完了しなければなりません。

・ 完全にワクチンを接種した 12 歳から 69 歳までの感染者は、自宅療養することが推奨されており、自宅療養に適していない方については個別に対応している。

・ 病院のキャパシティを補完するため、COVID-19 Treatment Facilities (CTFs) を立ち上げており、この 1 週間で 4 つの CTF (計 580 床) を立ち上げ、10 月末までに 9 つの CTF (計 3,700 床) を立ち上げる予定である。

・ ブースターワクチン (3 回目接種) について、医療従事者、最前線で働く人々、リスクの高い人々などへ接種の推奨をすることを検討している。

本内容につきましては、既に日本大使館の HP にて邦訳された情報が掲載されておりますので、ご確認下さい。

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100242011.pdf>

また、本内容 (原文) につきましては、下記 MOH のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/update-on-local-situation-and-changes-to-align-border-measures-with-domestic-protocols>

以上

<本件担当> JCCI 事務局 (担当: 清水) E-mail: info@jcci.org.sg

Facebook にて情報発信中! like! us on JCCI

Facebook (<https://m.facebook.com/JCCI.Singapore>)